○国土交通省告示第千二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5824号	高機能グループ呼出受信機	ＦＥＬＣＯＭ20	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十八条第五項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和七年十一月二十五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　登録年月日　令和七年十一月十三日
二　登録番号　第十三号
三　名称　株式会社中和旅行
四　住所　岐阜県岐阜市忠節町二丁目十八番地
五　代表者の氏名　野元　陽一
六　研修業務を行う事務所の所在地　岐阜県岐阜市忠節町二丁目十八番地
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社中和旅行
八　研修業務の開始日　令和七年十二月一日

○中部地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市東新町五丁目二八番一から同市逢妻町四丁目二八番三まで	前	ＢＡ 九・六〇～一〇・〇〇～一四三・九一（メートル）	六・八〇（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 九・六〇～一〇・〇〇～一四三・九一（メートル）	六・二三五～六・二三五～三・六四四（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十五号	豊田市本新町一丁目七八番一から同市同町一丁目四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

スルガ銀行及びＳＢＩアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問主意書（上村英明提出）

戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十一月二十日衆議院から次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出）（衆第二号）

質問主意書提出

十一月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における台湾の帰属及び国家性の認識並びに台湾の「我が国と密接な関係にある他国」該当性に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四八号）

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四九号）

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁と日中平和友好条約との関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第五〇号）

消費税のいわゆる「益税」に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五一号）

国立国会図書館

お知らせ

国立国会図書館は、国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第十六条第四項の規定に基づき、令和七年十二月二十五日（木）の国際子ども図書館における資料の利用に係る業務を休止することとしていましたが、館内サービスシステムの導入に伴う端末入替作業が延期となったため、同日は同業務を行います。

官庁事項報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号及び四十七号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番五七から同村大衡字柧木一四五番二一まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四)　制限の対象とする占用物件

占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和七年十一月二十五日
図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所